

項	現計画	修正案																																		
61	第1節 活動体制計画	第1節 活動体制計画																																		
62	第1 [略] 第2 町の活動体制 [略] 1 災害警戒本部の設置 [略] (1) 設置基準 ① 町内で震度4 <u>の地震が発生</u> したとき。 ②～④ [略] (2) 組 織 災害警戒本部の組織は、次表を原則とする。 支部は、町内で震度4 <u>の地震が発生</u> したとき又は本部長が災害警戒を特に必要と認めたときに設置する。 災害警戒本部の組織 <table><tr><td>区 分</td><td>町内で震度4 <u>の地震が発生</u>したとき。</td></tr><tr><td>本部長</td><td><u>副町長</u></td></tr><tr><td>副本部長</td><td><u>副町長、教育長、技監</u></td></tr><tr><td>本部員</td><td><u>総務課長、財政課長、水産商工課長、長寿福祉課長、健康子ども課長、建設課長、都市計画課長、上下水道課長、消防防災課長、学校教育課長</u> <u>総務課職員、財政課職員、上下水道課職員、消防防災課職員</u></td></tr><tr><td>各支部</td><td>[略]</td></tr></table> <table><tr><td>区 分</td><td>町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報<u>の発表並びに町内で林野火災が発生</u>したとき。</td></tr><tr><td>本部長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>本部員</td><td>[略]</td></tr></table>	区 分	町内で震度4 <u>の地震が発生</u> したとき。	本部長	<u>副町長</u>	副本部長	<u>副町長、教育長、技監</u>	本部員	<u>総務課長、財政課長、水産商工課長、長寿福祉課長、健康子ども課長、建設課長、都市計画課長、上下水道課長、消防防災課長、学校教育課長</u> <u>総務課職員、財政課職員、上下水道課職員、消防防災課職員</u>	各支部	[略]	区 分	町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報 <u>の発表並びに町内で林野火災が発生</u> したとき。	本部長	[略]	副本部長	[略]	本部員	[略]	第1 [略] 第2 町の活動体制 [略] 1 災害警戒本部の設置 [略] (1) 設置基準 ① 町内で震度4 <u>を観測</u> したとき。 ②～④ [略] (2) 組 織 災害警戒本部の組織は、次表を原則とする。 支部は、町内で震度4 <u>を観測若しくは林野災害が発生</u> したとき又は <u>気象警報、高潮警報、波浪警報若しくは洪水警報が発表されたときにおいて</u> 本部長が災害警戒を特に必要と認めたときに設置する。 災害警戒本部の組織 <table><tr><td>区 分</td><td>町内で震度4 <u>を観測又は林野火災が発生</u>したとき。</td></tr><tr><td>本部長</td><td><u>総務課長</u></td></tr><tr><td>副本部長</td><td><u>危機管理室長</u></td></tr><tr><td>本部員</td><td><u>総務課職員及び本部長が指名する職員</u></td></tr></table> <table><tr><td>区 分</td><td>町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報<u>が発表され</u>たとき。</td></tr><tr><td>本部長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>本部員</td><td>[略]</td></tr></table>	区 分	町内で震度4 <u>を観測又は林野火災が発生</u> したとき。	本部長	<u>総務課長</u>	副本部長	<u>危機管理室長</u>	本部員	<u>総務課職員及び本部長が指名する職員</u>	区 分	町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報 <u>が発表され</u> たとき。	本部長	[略]	副本部長	[略]	本部員	[略]
区 分	町内で震度4 <u>の地震が発生</u> したとき。																																			
本部長	<u>副町長</u>																																			
副本部長	<u>副町長、教育長、技監</u>																																			
本部員	<u>総務課長、財政課長、水産商工課長、長寿福祉課長、健康子ども課長、建設課長、都市計画課長、上下水道課長、消防防災課長、学校教育課長</u> <u>総務課職員、財政課職員、上下水道課職員、消防防災課職員</u>																																			
各支部	[略]																																			
区 分	町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報 <u>の発表並びに町内で林野火災が発生</u> したとき。																																			
本部長	[略]																																			
副本部長	[略]																																			
本部員	[略]																																			
区 分	町内で震度4 <u>を観測又は林野火災が発生</u> したとき。																																			
本部長	<u>総務課長</u>																																			
副本部長	<u>危機管理室長</u>																																			
本部員	<u>総務課職員及び本部長が指名する職員</u>																																			
区 分	町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報 <u>が発表され</u> たとき。																																			
本部長	[略]																																			
副本部長	[略]																																			
本部員	[略]																																			
修正理由	○所要の修正 ○町独自の修正（山田町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正）																																			

項	現計画	修正案																																
64	2 災害対策本部 [略] (1) 設置基準 ① 町内で震度 5 弱以上<u>の地震が発生</u>したとき。 ②～⑥ [略] (2) 組 織 [略] 災害対策本部本部員構成 <table><tr><th>区 分</th><th>充てる職</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>復興企画部長</u></td><td><u>復興企画課長</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> ※ 主幹については、当該所属部の副部長とする。	区 分	充てる職	[略]	[略]	<u>復興企画部長</u>	<u>復興企画課長</u>	[略]	[略]	2 災害対策本部 [略] (1) 設置基準 ① 町内で震度 5 弱以上<u>を観測</u>したとき。 ②～⑥ [略] (2) 組 織 [略] 災害対策本部本部員構成 <table><tr><th>区 分</th><th>充てる職</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>政策企画部長</u></td><td><u>政策企画課長</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> ※ 主幹については、当該所属部の副部長とする。	区 分	充てる職	[略]	[略]	<u>政策企画部長</u>	<u>政策企画課長</u>	[略]	[略]																
区 分	充てる職																																	
[略]	[略]																																	
<u>復興企画部長</u>	<u>復興企画課長</u>																																	
[略]	[略]																																	
区 分	充てる職																																	
[略]	[略]																																	
<u>政策企画部長</u>	<u>政策企画課長</u>																																	
[略]	[略]																																	
65	(3) 災害対策本部の所掌事務 [略] 【災害対策本部体制のイメージ】 <table><tr><th>体制</th><th colspan="2">《緊急》災害対策本部</th><th>災害対策本部</th></tr><tr><th>対応</th><th>初動対応</th><th>緊急対応</th><th>応急対応</th></tr><tr><th>時間経過の目安</th><td>発災直後（初日）</td><td>発災翌日～1 週間程度（2～6 日間）</td><td>発災から 1 週間程度経過後（7 日後～）</td></tr><tr><th>対策方針</th><td colspan="3">発災直後、災害対策本部は、情報収集、人命救助活動、避難対策（<u>避難勧告・指示</u>）の発令、食料等の手配）に取り組む。 支部においては、指定避難所を開設し、避難者の受入れなどの対応を実施する。</td></tr></table>	体制	《緊急》災害対策本部		災害対策本部	対応	初動対応	緊急対応	応急対応	時間経過の目安	発災直後（初日）	発災翌日～1 週間程度（2～6 日間）	発災から 1 週間程度経過後（7 日後～）	対策方針	発災直後、災害対策本部は、情報収集、人命救助活動、避難対策（ <u>避難勧告・指示</u> ）の発令、食料等の手配）に取り組む。 支部においては、指定避難所を開設し、避難者の受入れなどの対応を実施する。			(3) 災害対策本部の所掌事務 [略] 【災害対策本部体制のイメージ】 <table><tr><th>体制</th><th colspan="2">《緊急》災害対策本部</th><th>災害対策本部</th></tr><tr><th>対応</th><th>初動対応</th><th>緊急対応</th><th>応急対応</th></tr><tr><th>時間経過の目安</th><td>発災直後（初日）</td><td>発災翌日～1 週間程度（2～6 日間）</td><td>発災から 1 週間程度経過後（7 日後～）</td></tr><tr><th>対策方針</th><td colspan="3">発災直後、災害対策本部は、情報収集、人命救助活動、避難対策（<u>避難指示</u>）の発令、食料等の手配）に取り組む。 支部においては、指定避難所を開設し、避難者の受入れなどの対応を実施する。</td></tr></table>	体制	《緊急》災害対策本部		災害対策本部	対応	初動対応	緊急対応	応急対応	時間経過の目安	発災直後（初日）	発災翌日～1 週間程度（2～6 日間）	発災から 1 週間程度経過後（7 日後～）	対策方針	発災直後、災害対策本部は、情報収集、人命救助活動、避難対策（ <u>避難指示</u> ）の発令、食料等の手配）に取り組む。 支部においては、指定避難所を開設し、避難者の受入れなどの対応を実施する。		
体制	《緊急》災害対策本部		災害対策本部																															
対応	初動対応	緊急対応	応急対応																															
時間経過の目安	発災直後（初日）	発災翌日～1 週間程度（2～6 日間）	発災から 1 週間程度経過後（7 日後～）																															
対策方針	発災直後、災害対策本部は、情報収集、人命救助活動、避難対策（ <u>避難勧告・指示</u> ）の発令、食料等の手配）に取り組む。 支部においては、指定避難所を開設し、避難者の受入れなどの対応を実施する。																																	
体制	《緊急》災害対策本部		災害対策本部																															
対応	初動対応	緊急対応	応急対応																															
時間経過の目安	発災直後（初日）	発災翌日～1 週間程度（2～6 日間）	発災から 1 週間程度経過後（7 日後～）																															
対策方針	発災直後、災害対策本部は、情報収集、人命救助活動、避難対策（ <u>避難指示</u> ）の発令、食料等の手配）に取り組む。 支部においては、指定避難所を開設し、避難者の受入れなどの対応を実施する。																																	
修正理由	○所要の修正 ○町独自の修正（組織改編に伴う修正） ○防災基本計画の修正に伴う修正																																	

項	現計画		修正案	
66	【災害対策本部の所掌事務】		【災害対策本部の所掌事務】	
	① 初動対応～発災直後～ [略]		① 初動対応～発災直後～ [略]	
	時間経過の目安	部名	時間経過の目安	部名
	発災直後	総務部	発災直後	総務部
68	② 緊急対応～発災翌日から1週間程度～		② 緊急対応～発災翌日から1週間程度～	
	時間経過の目安	部名	時間経過の目安	部名
	発災翌日から1週間程度	復興企画部	発災翌日から1週間程度	政策企画部
	長寿福祉部		長寿福祉部	
修正理由		○町独自の修正（組織改編に伴う修正） ○所要の修正		

項	現計画	修正案																																																																																		
68	③ 応急対応 後以降～ [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th><th>班名</th><th>所 掌 事 務</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="4">復興企画部</td><td rowspan="4">復興班 物資班 情報班</td><td>1～2 [略]</td><td rowspan="4"></td></tr> <tr> <td><u>3 被災者の支援及び相談に関すること。</u></td></tr> <tr> <td><u>4 被災者の情報管理に関すること。</u></td></tr> <tr> <td><u>5 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>6 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>7 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>8 災害援護資金に関すること。</u></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="3">長寿福祉部</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	部名	班名	所 掌 事 務	根拠法令	[略]	[略]	[略]	[略]	復興企画部	復興班 物資班 情報班	1～2 [略]		<u>3 被災者の支援及び相談に関すること。</u>	<u>4 被災者の情報管理に関すること。</u>	<u>5 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u>			<u>6 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u>				<u>7 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u>				<u>8 災害援護資金に関すること。</u>		[略]	[略]	[略]	[略]	長寿福祉部	[略]	[略]					[略]	[略]		③ 応急対応 後以降～ [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th><th>班名</th><th>所 掌 事 務</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="4">復興企画部</td><td rowspan="4">復興班 物資班</td><td>1～2 [略]</td><td rowspan="4"></td></tr> <tr> <td><u>1 被災者の支援及び相談に関すること。</u></td></tr> <tr> <td><u>2 被災者の情報管理に関すること。</u></td></tr> <tr> <td><u>3 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>4 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>5 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>6 災害援護資金に関すること。</u></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="3">長寿福祉部</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>情報班</td><td><u>1 被災者の支援及び相談に関すること。</u> <u>2 被災者の情報管理に関すること。</u> <u>3 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u> <u>4 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u> <u>5 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u> <u>6 災害援護資金に関すること。</u></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	部名	班名	所 掌 事 務	根拠法令	[略]	[略]	[略]	[略]	復興企画部	復興班 物資班	1～2 [略]		<u>1 被災者の支援及び相談に関すること。</u>	<u>2 被災者の情報管理に関すること。</u>	<u>3 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u>			<u>4 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u>				<u>5 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u>				<u>6 災害援護資金に関すること。</u>		[略]	[略]	[略]	[略]	長寿福祉部	[略]	[略]		情報班	<u>1 被災者の支援及び相談に関すること。</u> <u>2 被災者の情報管理に関すること。</u> <u>3 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u> <u>4 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u> <u>5 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u> <u>6 災害援護資金に関すること。</u>		[略]	[略]	
部名	班名	所 掌 事 務	根拠法令																																																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																	
復興企画部	復興班 物資班 情報班	1～2 [略]																																																																																		
		<u>3 被災者の支援及び相談に関すること。</u>																																																																																		
		<u>4 被災者の情報管理に関すること。</u>																																																																																		
		<u>5 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u>																																																																																		
		<u>6 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u>																																																																																		
		<u>7 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u>																																																																																		
		<u>8 災害援護資金に関すること。</u>																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																	
長寿福祉部	[略]	[略]																																																																																		
	[略]	[略]																																																																																		
部名	班名	所 掌 事 務	根拠法令																																																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																	
復興企画部	復興班 物資班	1～2 [略]																																																																																		
		<u>1 被災者の支援及び相談に関すること。</u>																																																																																		
		<u>2 被災者の情報管理に関すること。</u>																																																																																		
		<u>3 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u>																																																																																		
		<u>4 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u>																																																																																		
		<u>5 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u>																																																																																		
		<u>6 災害援護資金に関すること。</u>																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																	
長寿福祉部	[略]	[略]																																																																																		
	情報班	<u>1 被災者の支援及び相談に関すること。</u> <u>2 被災者の情報管理に関すること。</u> <u>3 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。</u> <u>4 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。</u> <u>5 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。</u> <u>6 災害援護資金に関すること。</u>																																																																																		
	[略]	[略]																																																																																		
修正理由	○町独自の修正（組織改編に伴う修正）																																																																																			

修正理由

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画

項	現計画	修正案																																																
73	3 支 部 [略]	3 支 部 [略]																																																
	(1) 設置基準	(1) 設置基準																																																
	① 町内で震度 4 以上の地震が発生したとき。	① 町内で震度 5 弱以上を観測したとき。																																																
	②～④ [略]	②～④ [略]																																																
	(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]																																																
74	(4) 参集基準及び支部の運営	(4) 参集基準及び支部の運営																																																
	① 各支部等への参集基準は、原則次のとおりとする。	① 各支部等への参集基準は、原則次のとおりとする。																																																
	<table><tr><th>設置基準</th><th>支部長・副支部長</th><th>その他の職員</th><th>備考</th></tr><tr><td>津波注意報又は津波警報</td><td>支部へ参集</td><td>支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集</td><td>対 策 本 部</td></tr><tr><td>気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報</td><td>支部へ参集</td><td>支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集</td><td>対 策 本 部</td></tr><tr><td>震度 5 弱以上地震</td><td>支部へ参集</td><td>支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集</td><td>対 策 本 部</td></tr><tr><td>震度 4 地震</td><td>支部へ参集</td><td>自宅待機</td><td>警 戒 本 部</td></tr><tr><td>大雨警報</td><td>自宅待機</td><td>一 部 職 員 (鍵 担 当 者) は 自 宅 待 機</td><td>警 戒 本 部</td></tr></table>	設置基準	支部長・副支部長	その他の職員	備考	津波注意報又は津波警報	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部	気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部	震度 5 弱以上地震	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部	震度 4 地震	支部へ参集	自宅待機	警 戒 本 部	大雨警報	自宅待機	一 部 職 員 (鍵 担 当 者) は 自 宅 待 機	警 戒 本 部	<table><tr><th>設置基準</th><th>支部長・副支部長</th><th>その他の職員</th><th>備考</th></tr><tr><td>津波注意報又は津波警報</td><td>支部へ参集</td><td>支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集</td><td>対 策 本 部</td></tr><tr><td>気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報</td><td>支部へ参集</td><td>支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集</td><td>対 策 本 部</td></tr><tr><td>震度 5 弱以上を観測</td><td>支部へ参集</td><td>支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集</td><td>対 策 本 部</td></tr><tr><td>震度 4 を観測</td><td>自宅待機</td><td>自宅待機</td><td>警 戒 本 部</td></tr><tr><td>大雨警報</td><td>自宅待機</td><td>一 部 職 員 (鍵 担 当 者) は 自 宅 待 機</td><td>警 戒 本 部</td></tr></table>	設置基準	支部長・副支部長	その他の職員	備考	津波注意報又は津波警報	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部	気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部	震度 5 弱以上を観測	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部	震度 4 を観測	自宅待機	自宅待機	警 戒 本 部	大雨警報	自宅待機	一 部 職 員 (鍵 担 当 者) は 自 宅 待 機	警 戒 本 部
設置基準	支部長・副支部長	その他の職員	備考																																															
津波注意報又は津波警報	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部																																															
気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部																																															
震度 5 弱以上地震	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部																																															
震度 4 地震	支部へ参集	自宅待機	警 戒 本 部																																															
大雨警報	自宅待機	一 部 職 員 (鍵 担 当 者) は 自 宅 待 機	警 戒 本 部																																															
設置基準	支部長・副支部長	その他の職員	備考																																															
津波注意報又は津波警報	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部																																															
気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部																																															
震度 5 弱以上を観測	支部へ参集	支 部 又 は 指 定 避 難 所へ参集	対 策 本 部																																															
震度 4 を観測	自宅待機	自宅待機	警 戒 本 部																																															
大雨警報	自宅待機	一 部 職 員 (鍵 担 当 者) は 自 宅 待 機	警 戒 本 部																																															
	② [略]	② [略]																																																
	(5)～(6) [略]	(5)～(6) [略]																																																
75	4 [略]	4 [略]																																																
	5 本部支援室	5 本部支援室																																																
	(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]																																																
	(4) 設置基準	(4) 設置基準																																																
	町本部長は、災害対策本部の設置基準のうち、次に該当する事態が発生した場合、本部支援室を設置する。	町本部長は、災害対策本部の設置基準のうち、次に該当する事態が発生した場合、本部支援室を設置する。																																																
	① 町内で震度 6 強又は震度 7 の地震が発生した場合	① 町内で震度 6 強又は震度 7 を観測した場合																																																
	②～⑤ [略]	②～⑤ [略]																																																
	(5) [略]	(5) [略]																																																
修正理由	○山田町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正 ○所要の修正																																																	

項	現計画	修正案																												
77	第2節 職員の動員計画 第1 [略] 第2 配備体制 町本部の配備体制は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 基 準</th><th>配備体制</th><th>動員範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td rowspan="2">災害警戒本部</td><td rowspan="2">本部職員 各支部長 及び副部長</td></tr> <tr> <td>町内で震度4の地震が発生したとき。</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td rowspan="2">全職員</td></tr> <tr> <td>町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 第3 動員体制の整備 1 職員非常招集計画 [略]	配 備 基 準	配備体制	動員範囲	[略]	災害警戒本部	本部職員 各支部長 及び副部長	町内で震度4の地震が発生したとき。	[略]	災害対策本部	全職員	町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。	[略]			第2節 職員の動員計画 第1 [略] 第2 配備体制 町本部の配備体制は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 基 準</th><th>配備体制</th><th>動員範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td rowspan="2">災害警戒本部</td><td rowspan="2">本部職員 各支部長 及び副部長</td></tr> <tr> <td>町内で震度4を観測したとき。</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td rowspan="2">全職員</td></tr> <tr> <td>町内で震度5弱以上の観測したとき。</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 第3 動員体制の整備 1 職員非常招集計画 [略]	配 備 基 準	配備体制	動員範囲	[略]	災害警戒本部	本部職員 各支部長 及び副部長	町内で震度4を観測したとき。	[略]	災害対策本部	全職員	町内で震度5弱以上の観測したとき。	[略]		
配 備 基 準	配備体制	動員範囲																												
[略]	災害警戒本部	本部職員 各支部長 及び副部長																												
町内で震度4の地震が発生したとき。																														
[略]	災害対策本部	全職員																												
町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。																														
[略]																														
配 備 基 準	配備体制	動員範囲																												
[略]	災害警戒本部	本部職員 各支部長 及び副部長																												
町内で震度4を観測したとき。																														
[略]	災害対策本部	全職員																												
町内で震度5弱以上の観測したとき。																														
[略]																														
78	2 動員の系統 動員は、次の系統によって通知する。 (1) 災害警戒本部 【町内で震度4の地震が発生したとき】 <pre> graph TD A[本部長(副町長)] --> B[副本部長(教育長等)] B --> C[総務課長] B --> D[総務課職員] C --> E[財政課長] C --> F[財政課職員] C --> G[水産商工課長] C --> H[長寿福祉課長] C --> I[健康子ども課長] C --> J[建設課長] C --> K[都市計画課長] C --> L[上下水道課長] C --> M[上下水道課職員] C --> N[消防防災課長] C --> O[消防防災課職員] C --> P[学校教育課長] C --> Q[各支部(支部長・副支部長)] </pre> 【町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報の発表並びに町内で林野火災が発生したとき】 (2) [略] 3～6 [略]	2 動員の系統 動員は、次の系統によって通知する。 (1) 災害警戒本部 【町内で震度4を観測又は林野火災が発生したとき】 <pre> graph TD A[本部長(総務課長)] --> B[副本部長(危機管理室長)] B --> C[総務課職員] C --> D[各支部(支部長・副支部長)] </pre> 【町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報が発表されたとき】 (2) [略] 3～6 [略]																												
修正理由	○山田町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正																													

項	現計画	修正案												
80	第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 津波警報等の種類及び伝達	第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 津波警報等の種類及び伝達												
82	(1) 地震動の警報及び地震情報の種類 ①～② [略] ③ 地震活動に関する解説情報等 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>地震解説資料</td><td>津波警報等の発表又は震度4以上の<u>地震</u>の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	種類	内 容	地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の <u>地震</u> の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料	[略]	[略]	(1) 地震動の警報及び地震情報の種類 ①～② [略] ③ 地震活動に関する解説情報等 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>地震解説資料</td><td>津波警報等の発表又は震度4以上の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	種類	内 容	地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料	[略]	[略]
種類	内 容													
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の <u>地震</u> の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料													
[略]	[略]													
種類	内 容													
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料													
[略]	[略]													
	(2) 津波警報等の種類 ① 津波警報等の種類と内容 ア <u>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や震源を即座に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。</u> <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、 <u>地震の規模が過小に推定されるおそれがあることから、この場合においては予想される津波の高さを定性的表現で発表する。</u> <u>オ</u> 予想される津波の高さを <u>定性的表現</u> で発表した場合においては、その後の <u>情報として</u> 、数値で示した予想される津波の高さを発表する。	(2) 津波警報等の種類 ① 津波警報等の種類と内容 ア [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、 <u>通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。</u> <u>エ</u> 予想される津波の高さを「 <u>巨大</u> 」や「 <u>高い</u> 」という言葉で発表した場合には、その後、 <u>地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、</u> 数値で示した予想される津波の高さを発表する。												
修正理由	○岩手県地域防災計画との整合性確保のための修正													

項	現計画	修正案											
83	② 津波情報の種類と内容 [略]	② 津波情報の種類と内容 [略]											
84	※2 [略] ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、<u>より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</u> 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点）は以下のとおり。 [略] <u>沿岸からの距離が 100 km を超える沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は以下のとおり。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>全国の警報等の発表状況</u></th><th><u>発表基準</u></th><th><u>発表内容</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>いずれかの予報区で大津波警報または津波警報が発表中</u></td><td><u>より沿岸から近い他の沖合の観測点（沿岸から 100 km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合</u></td><td><u>沖合での観測値を数値で発表</u></td></tr> <tr> <td><u>上記以外</u></td><td><u>沖合での観測値を「観測中」と発表</u></td></tr> <tr> <td><u>津波注意報のみ発表中</u></td><td><u>（すべて数値で発表）</u></td><td><u>沖合での観測値を数値で発表</u></td></tr> </tbody> </table> ③ [略] (3)～(5) [略] 2 異常現象発生時の通報 [略]	<u>全国の警報等の発表状況</u>	<u>発表基準</u>	<u>発表内容</u>	<u>いずれかの予報区で大津波警報または津波警報が発表中</u>	<u>より沿岸から近い他の沖合の観測点（沿岸から 100 km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合</u>	<u>沖合での観測値を数値で発表</u>	<u>上記以外</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」と発表</u>	<u>津波注意報のみ発表中</u>	<u>（すべて数値で発表）</u>	<u>沖合での観測値を数値で発表</u>	※2 [略] ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、<u>数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> <u>沖合で観測された津波の最大波の観測値（沿岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点）及び沿岸での推定値の発表内容は以下のとおり。</u> [略] ③ [略] (3)～(5) [略] 2 異常現象発生時の通報 [略]
<u>全国の警報等の発表状況</u>	<u>発表基準</u>	<u>発表内容</u>											
<u>いずれかの予報区で大津波警報または津波警報が発表中</u>	<u>より沿岸から近い他の沖合の観測点（沿岸から 100 km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合</u>	<u>沖合での観測値を数値で発表</u>											
	<u>上記以外</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」と発表</u>											
<u>津波注意報のみ発表中</u>	<u>（すべて数値で発表）</u>	<u>沖合での観測値を数値で発表</u>											
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正												

項	現計画					修正案						
91	第4節 通信情報計画					第4節 通信情報計画						
	第1 [略]					第1 [略]						
	第2 実施要領					第2 実施要領						
	1 [略]					1 [略]						
	2 専用通信施設の利用 [略] 専用通信施設の設置機関 (有線)					2 専用通信施設の利用 [略] 専用通信施設の設置機関 (有線)						
	設置機関名		通信施設設置場所		通信の方法	設置機関名		通信施設設置場所		通信の方法		
	岩手県警察本部		県警察本部、宮古警察署、山田交番		電話	岩手県警察本部		県警察本部、宮古警察署、山田交番		電話		
	<u>東北電力(株)岩手支店</u>		<u>岩手支店</u> 、宮古電力センター		電話	<u>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</u>		宮古電力センター		電話		
	(防災行政無線移動系設置状況) [略] (消防無線) [略]					(防災行政無線移動系設置状況) [略] (消防無線) [略]						
94	第5節 情報の収集・伝達計画					第5節 情報の収集・伝達計画						
	第1 [略]					第1 [略]						
	第2 実施機関（責任者）					第2 実施機関（責任者）						
	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容				様式	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容				様式
	町本部長	1 [略] 2 <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u> の実施状況 3～22 [略]				[略] 1-1 [略]	町本部長	1 [略] 2 避難指示の実施状況 3～22 [略]				[略] 1-1 [略]
95	(町本部の担当)					(町本部の担当)						
	担当部	様式	報告種別	報告区分	県地方支部(班)	県本部	担当部	様式	報告種別	報告区分	県地方支部(班)	県本部
	[略]					[略]						
	<u>復興企画部</u>	<u>2</u>	<u>人的及び住家被害報告</u>	<u>世帯・人員</u>	<u>福祉環境班</u>	<u>地域福祉課</u>						
	[略]					[略]						
	長寿福祉課						長寿福祉課	<u>2</u>	<u>人的及び住家被害報告</u>	<u>世帯・人員</u>	<u>福祉環境班</u>	<u>地域福祉課</u>
		4	社会福祉施設被害報告	社会福祉施設	福祉環境班	[略]		4	社会福祉施設被害報告	社会福祉施設	福祉環境班	[略]
	[略]					[略]						
	第3 実施要領 [略]					第3 実施要領 [略]						
	修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正（組織改編に伴う修正）										

項	現計画	修正案																														
101	第6節 広報広聴計画	第6節 広報広聴計画																														
	第1 〔略〕	第1 〔略〕																														
101	第2 実施機関（責任者）	第2 実施機関（責任者）																														
	<table><tr><th>実施機関</th><th>広報広聴活動の内容</th></tr><tr><td>町本部長</td><td>1～2 〔略〕 3 町長等が実施した<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 4～15 〔略〕</td></tr><tr><td>県本部長</td><td>1～2 〔略〕 3 市町村長等が実施した<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 4～14 〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>1 〔略〕 2 <u>避難勧告</u>等の情報 3～5 〔略〕</td></tr></table>	実施機関	広報広聴活動の内容	町本部長	1～2 〔略〕 3 町長等が実施した <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 4～15 〔略〕	県本部長	1～2 〔略〕 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 4～14 〔略〕	〔略〕	〔略〕	報道機関	1 〔略〕 2 <u>避難勧告</u> 等の情報 3～5 〔略〕	<table><tr><th>実施機関</th><th>広報広聴活動の内容</th></tr><tr><td>町本部長</td><td>1～2 〔略〕 3 町長等が実施した避難指示 4～15 〔略〕</td></tr><tr><td>県本部長</td><td>1～2 〔略〕 3 市町村長等が実施した避難指示 4～14 〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>1 〔略〕 2 <u>避難指示</u>等の情報 3～5 〔略〕</td></tr></table>	実施機関	広報広聴活動の内容	町本部長	1～2 〔略〕 3 町長等が実施した避難指示 4～15 〔略〕	県本部長	1～2 〔略〕 3 市町村長等が実施した避難指示 4～14 〔略〕	〔略〕	〔略〕	報道機関	1 〔略〕 2 <u>避難指示</u> 等の情報 3～5 〔略〕										
実施機関	広報広聴活動の内容																															
町本部長	1～2 〔略〕 3 町長等が実施した <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 4～15 〔略〕																															
県本部長	1～2 〔略〕 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 4～14 〔略〕																															
〔略〕	〔略〕																															
報道機関	1 〔略〕 2 <u>避難勧告</u> 等の情報 3～5 〔略〕																															
実施機関	広報広聴活動の内容																															
町本部長	1～2 〔略〕 3 町長等が実施した避難指示 4～15 〔略〕																															
県本部長	1～2 〔略〕 3 市町村長等が実施した避難指示 4～14 〔略〕																															
〔略〕	〔略〕																															
報道機関	1 〔略〕 2 <u>避難指示</u> 等の情報 3～5 〔略〕																															
102	第3 実施要領	第3 実施要領																														
	1 広報活動	1 広報活動																														
	(1)～(2) 〔略〕	(1)～(2) 〔略〕																														
	(3) 町民に対する広報	(3) 町民に対する広報																														
	① 広報の内容	① 広報の内容																														
	〔略〕	〔略〕																														
	ア 災害の発生状況	ア 災害の発生状況																														
	イ 災害発生時の注意事項	イ 災害発生時の注意事項																														
	ウ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u> 及び避難指示 <u>（緊急）</u> の発令状況	ウ 高齢者等避難及び避難指示の発令状況																														
	エ～シ 〔略〕	エ～シ 〔略〕																														
	② 〔略〕	② 〔略〕																														
	③ 広報の時期	③ 広報の時期																														
	<table><tr><th>広報時期の目安</th><th>広報内容</th><th>情報源</th></tr><tr><td>可能な限り早期</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>24時間後</td><td>〔略〕 食料、生活関連物資の配布情報 〔略〕</td><td>財政部、<u>復興企画部</u> 〔略〕</td></tr><tr><td>48時間後</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>72時間後</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	広報時期の目安	広報内容	情報源	可能な限り早期	〔略〕	〔略〕	24時間後	〔略〕 食料、生活関連物資の配布情報 〔略〕	財政部、 <u>復興企画部</u> 〔略〕	48時間後	〔略〕	〔略〕	72時間後	〔略〕	〔略〕	<table><tr><th>広報時期の目安</th><th>広報内容</th><th>情報源</th></tr><tr><td>可能な限り早期</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>24時間後</td><td>〔略〕 食料、生活関連物資の配布情報 〔略〕</td><td>財政部、<u>政策企画部</u> 〔略〕</td></tr><tr><td>48時間後</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>72時間後</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	広報時期の目安	広報内容	情報源	可能な限り早期	〔略〕	〔略〕	24時間後	〔略〕 食料、生活関連物資の配布情報 〔略〕	財政部、 <u>政策企画部</u> 〔略〕	48時間後	〔略〕	〔略〕	72時間後	〔略〕	〔略〕
広報時期の目安	広報内容	情報源																														
可能な限り早期	〔略〕	〔略〕																														
24時間後	〔略〕 食料、生活関連物資の配布情報 〔略〕	財政部、 <u>復興企画部</u> 〔略〕																														
48時間後	〔略〕	〔略〕																														
72時間後	〔略〕	〔略〕																														
広報時期の目安	広報内容	情報源																														
可能な限り早期	〔略〕	〔略〕																														
24時間後	〔略〕 食料、生活関連物資の配布情報 〔略〕	財政部、 <u>政策企画部</u> 〔略〕																														
48時間後	〔略〕	〔略〕																														
72時間後	〔略〕	〔略〕																														
	(4) 〔略〕	(4) 〔略〕																														
	2 広聴活動	2 広聴活動																														
	〔略〕	〔略〕																														
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正（組織改編に伴う修正）																															

項	現計画	修正案
116	第8節 消防活動計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 消防機関の長の措置 (1)～(3) [略]	第8節 消防活動計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 消防機関の長の措置 (1)～(3) [略]
118	(4) 避難対策活動 ① 消防機関の長は、あらかじめ、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u> の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。 ② <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u> の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）、災害発生情報</u> の発令がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。 ④～⑤ [略] (5)～(8) [略] 3～4 [略]	(4) 避難対策活動 ① 消防機関の長は、あらかじめ、 <u>避難指示等</u> の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。 ② <u>避難指示等</u> の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ③ <u>避難指示等</u> の発令がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。 ④～⑤ [略] (5)～(8) [略] 3～4 [略]
122	第9節 津波・浸水対策計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 監視、警戒活動 町本部長は、津波警報等が発表された場合及び震度4以上 <u>の地震が発生</u> し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、直ちに河川等の監視及び沿岸地区の警戒に当たる。 2 水門等の操作 水門、ひ門等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、震度4以上 <u>の地震が発生</u> した場合並びに津波警報等が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、あらかじめ定めた安全確保策に従い、閉鎖する。 [略] 3～5 [略]	第9節 津波・浸水対策計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 監視、警戒活動 町本部長は、津波警報等が発表された場合及び震度4以上 <u>を観測</u> し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、直ちに河川等の監視及び沿岸地区の警戒に当たる。 2 水門等の操作 水門、ひ門等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、震度4以上 <u>を観測</u> した場合並びに津波警報等が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、あらかじめ定めた安全確保策に従い、閉鎖する。 [略] 3～5 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正	

項	現計画	修正案																		
124	第10節 相互応援協力計画 第1 基本方針 (1)～(2) [略] (3) 町は、<u>避難勧告</u>等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 (4) [略] (5) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。 (6)～(7) [略] (10) 町は、訓練等を通じて被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、<u>発災時</u>における円滑な活用の促進に努めるものとする。	第10節 相互応援協力計画 第1 基本方針 (1)～(2) [略] (3) 町は、<u>避難指示</u>等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 (4) [略] (5) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。<u>また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。</u> (6)～(7) [略] (10) 町は、訓練等を通じて被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、<u>災害時</u>における円滑な活用の促進に努めるものとする。																		
125	第2 実施機関（責任者） （町本部の担当） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td>第1庶務班</td><td>1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援</td></tr> <tr> <td>財政部 <u>復興企画部</u></td><td>物資班</td><td>1 物資の調達、支給</td></tr> </tbody> </table> 第3 実施要領 [略]	部	班	担 当 業 務	総務部	第1庶務班	1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援	財政部 <u>復興企画部</u>	物資班	1 物資の調達、支給	第2 実施機関（責任者） （町本部の担当） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td>第1庶務班</td><td>1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援</td></tr> <tr> <td>財政部 <u>政策企画部</u></td><td>物資班</td><td>1 物資の調達、支給</td></tr> </tbody> </table> 第3 実施要領 [略]	部	班	担 当 業 務	総務部	第1庶務班	1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援	財政部 <u>政策企画部</u>	物資班	1 物資の調達、支給
部	班	担 当 業 務																		
総務部	第1庶務班	1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援																		
財政部 <u>復興企画部</u>	物資班	1 物資の調達、支給																		
部	班	担 当 業 務																		
総務部	第1庶務班	1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援																		
財政部 <u>政策企画部</u>	物資班	1 物資の調達、支給																		
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正（組織改編に伴う修正）																			

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画

項	現計画	修正案																								
130	第11節 自衛隊災害派遣要請計画 第1～第2 [略]	第11節 自衛隊災害派遣要請計画 第1～第2 [略]																								
131	第3 実施要領 1～2 [略] 3 災害派遣時に実施する救援活動 [略]	第3 実施要領 1～2 [略] 2 災害派遣時に実施する救援活動 [略]																								
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th><th>町計画の該 当章節 ※編の記載 がない項目 は第2編</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>避難への援助</td><td><u>避難勧告</u>等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td><td>第2章第15節</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	項目	内 容	町計画の該 当章節 ※編の記載 がない項目 は第2編	[略]	[略]	[略]	避難への援助	<u>避難勧告</u> 等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第2章第15節	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th><th>町計画の該 当章節 ※編の記載 がない項目 は第2編</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>避難への援助</td><td><u>避難指示</u>等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td><td>第2章第15節</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	項目	内 容	町計画の該 当章節 ※編の記載 がない項目 は第2編	[略]	[略]	[略]	避難への援助	<u>避難指示</u> 等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第2章第15節	[略]	[略]	[略]
項目	内 容	町計画の該 当章節 ※編の記載 がない項目 は第2編																								
[略]	[略]	[略]																								
避難への援助	<u>避難勧告</u> 等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第2章第15節																								
[略]	[略]	[略]																								
項目	内 容	町計画の該 当章節 ※編の記載 がない項目 は第2編																								
[略]	[略]	[略]																								
避難への援助	<u>避難指示</u> 等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第2章第15節																								
[略]	[略]	[略]																								
	4～7 [略]	4～7 [略]																								
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正																									

項	現計画	修正案																		
135	第12節 防災ボランティア活動計画	第12節 防災ボランティア活動計画																		
	第1～第2 [略]	第1～第2 [略]																		
136	第3 実施要領	第3 実施要領																		
	1 [略]	1 [略]																		
	2 防災ボランティアの受入れ	2 防災ボランティアの受入れ																		
	[略]	(1) [略]																		
	<u>[新規]</u>	(2) <u>町本部長は、県から事務の委任を受けたときは、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象にすることができる。</u>																		
	町社協は、災害時においては防災ボランティアの受付けを行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。	(3) 町社協は、災害時においては防災ボランティアの受付けを行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。																		
	(1) ～ (7) [略]	① ～ ⑦ [略]																		
	3～4 [略]	3～4 [略]																		
138	第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画	第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画																		
	第1 [略]	第1 [略]																		
	第2 実施機関(責任者)	第2 実施機関(責任者)																		
	[略]	[略]																		
	(町本部の担当)	(町本部の担当)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政部 <u>復興企画部</u></td><td>物資班</td><td>1 義援物資の募集、受付及び配分</td></tr> <tr> <td>長寿福祉部</td><td>援護班</td><td>1 義援金の受付及び配分</td></tr> </tbody> </table>	部	班	担 当 業 務	財政部 <u>復興企画部</u>	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分	長寿福祉部	援護班	1 義援金の受付及び配分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政部 <u>政策企画部</u></td><td>物資班</td><td>1 義援物資の募集、受付及び配分</td></tr> <tr> <td>長寿福祉部</td><td>援護班</td><td>1 義援金の受付及び配分</td></tr> </tbody> </table>	部	班	担 当 業 務	財政部 <u>政策企画部</u>	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分	長寿福祉部	援護班	1 義援金の受付及び配分
部	班	担 当 業 務																		
財政部 <u>復興企画部</u>	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分																		
長寿福祉部	援護班	1 義援金の受付及び配分																		
部	班	担 当 業 務																		
財政部 <u>政策企画部</u>	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分																		
長寿福祉部	援護班	1 義援金の受付及び配分																		
	第3 [略]	第3 [略]																		
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正（組織改編に伴う修正）																			

項	現計画	修正案
146	第15節 避難・救出計画 第1 基本方針 (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるなどの場合において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、<u>避難勧告及び指示（緊急）並びに屋内安全確保</u>の指示のほか、避難行動要支援者等、その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>（以下本節中「<u>避難勧告等</u>」という。）を迅速かつ的確に伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。 (2)～(3) [略] (4) 町は、<u>避難勧告等</u>の発令が円滑に行われるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。 第2 実施機関（責任者） [略]	第15節 避難・救出計画 第1 基本方針 (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるなどの場合において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、<u>避難指示及び緊急安全確保</u>の指示のほか、避難行動要支援者等、その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下本節中「<u>避難指示等</u>」という。）を迅速かつ的確に伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。 (2)～(3) [略] (4) 町は、<u>避難指示等</u>の発令が円滑に行われるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。 第2 実施機関（責任者） [略]
147	第3 実施要領 1 <u>避難勧告等</u> (1) <u>避難勧告等</u>の実施及び報告 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」に基づき、原則として次の場合において時機を失することなく<u>避難勧告等</u>を発令する。 なお、町本部長は、<u>避難勧告等</u>を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。 ア～キ [略] ① [略] ② 町本部長は<u>避難勧告等</u>の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備する。 ③ <u>避難勧告等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 (2) <u>避難勧告等</u>の内容 実施責任者は、次の内容を明示して、<u>避難勧告等</u>を行う。 ① 発令者 ② <u>避難勧告等</u>の日時 ③ <u>避難勧告等</u>の理由 ④～⑧ [略]	第3 実施要領 1 <u>避難指示等</u> (1) <u>避難指示等</u>の実施及び報告 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」に基づき、原則として次の場合において時機を失することなく<u>避難指示等</u>を発令する。 なお、町本部長は、<u>避難指示等</u>を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。 ア～キ [略] ① [略] ② 町本部長は<u>避難指示等</u>の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備する。 ③ <u>避難指示等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 (2) <u>避難指示等</u>の内容 実施責任者は、次の内容を明示して、<u>避難指示等</u>を行う。 ① 発令者 ② <u>避難指示等</u>の日時 ③ <u>避難指示等</u>の理由 ④～⑧ [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
148	(3) <u>避難勧告</u>等の周知 ① 地域住民等への周知 <u>[新規]</u> <u>ア</u> 実施責任者は、<u>避難勧告</u>等の内容を防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等への周知徹底を図る。 [略] <u>イ</u> 町は、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。 <u>ウ</u> 実施責任者は、災害の種別に応じた<u>避難勧告</u>等の伝達文をあらかじめ作成しておく。 <u>エ</u> <u>避難勧告</u>等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。 <u>オ</u> 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する<u>避難勧告</u>等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。 <u>カ</u> [略] <u>キ</u> <u>遠地地震による津波発生等の緊急を要しない場合は、あらかじめ警告を発し、地域住民等に避難のための準備について周知する。</u>	(3) <u>避難指示</u>等の周知 ① 地域住民等への周知 <u>ア</u> 町は、台風接近時用において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、<u>避難指示</u>等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。 <u>イ</u> 実施責任者は、<u>避難指示</u>等の内容を防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等への周知徹底を図る。 [略] <u>ウ</u> 町は、危険の切迫性に応じて<u>避難指示</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難指示</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。 <u>エ</u> 実施責任者は、災害の種別に応じた<u>避難指示</u>等の伝達文をあらかじめ作成しておく。 <u>オ</u> <u>避難指示</u>等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。 <u>カ</u> 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する<u>避難指示</u>等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。 <u>キ</u> [略]
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
148	<u>〔新規〕</u> ク <u>避難勧告</u>等を使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。 〔略〕 ② 関係機関相互の連絡 実施責任者は、<u>避難勧告</u>等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。 (報告又は通知事項) ア <u>避難勧告</u>等を行った者 イ <u>避難勧告</u>等の理由 ウ <u>避難勧告</u>等の発令時刻 エ～カ 〔略〕	ク <u>町本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する(分散避難)。</u> ケ <u>避難指示</u>等を使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。 〔略〕 ② 関係機関相互の連絡 実施責任者は、<u>避難指示</u>等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。 (報告又は通知事項) ア <u>避難指示</u>等を行った者 イ <u>避難指示</u>等の理由 ウ <u>避難指示</u>等の発令時刻 エ～カ 〔略〕
149	(4) 避難の方法 ① 町民等は、津波注意報、津波警報又は大津波警報の発表及び各種災害の発生等により、町本部長から<u>避難勧告</u>等が出された場合は、直ちに付近の高台又は資料2-2-15①に定める避難場所等に避難する。 ②～③ 〔略〕 (5)～(7) 〔略〕 (8) 避難に関する広報活動 町本部長は、次の事項について、あらゆる機会を通じて常に町民等に対し周知徹底を図る。 ア <u>避難勧告</u>等の伝達方法 イ 避難の方法 ウ 避難場所等 (9)～(10) 〔略〕 2～3 〔略〕	(4) 避難の方法 ① 町民等は、津波注意報、津波警報又は大津波警報の発表及び各種災害の発生等により、町本部長から<u>避難指示</u>等が出された場合は、直ちに付近の高台又は資料2-2-15①に定める避難場所等に避難する。 ②～③ 〔略〕 (5)～(7) 〔略〕 (8) 避難に関する広報活動 町本部長は、次の事項について、あらゆる機会を通じて常に町民等に対し周知徹底を図る。 ア <u>避難指示</u>等の伝達方法 イ 避難の方法 ウ 避難場所等 (9)～(10) 〔略〕 2～3 〔略〕
修正理由	○岩手県地域防災計画との整合性確保のための修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
152	4 <u>指定避難所又は福祉避難所の開設</u> (1) 町本部長は、<u>発災時又は避難勧告</u>等を発令した場合は、必要に応じて<u>指定避難所</u>を開設する。また、<u>要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。</u> (2) 町本部長は、<u>指定避難所を開設</u>した場合は、<u>開設</u>日時及び場所等について、住民に周知する。 (3) 町本部長は、<u>指定避難所の開設</u>を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な<u>開設</u>に努める。 <u>(4) 町本部長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> <u>(5) 町本部長は、避難所を開設</u>する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 5 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理 (1) 指定避難所又は福祉避難所の設置 ①～⑤ [略] ⑥ 町本部長は、町が設置する指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所の確保に努める。 ア～ウ [略] ⑦ 町本部長は、指定避難所又は福祉避難所を開設した場合、次の事項を町民等に周知<u>し</u>、<u>県に報告する。</u> ア～ウ [略] ⑧ [略]	4 <u>指定緊急避難場所の開放</u> (1) 町本部長は、<u>災害時又は避難指示</u>等を発令した場合は、必要に応じ、<u>災害の種類に応じた指定緊急避難場所を開放する。</u> (2) 町本部長は、<u>指定緊急避難場所を開放</u>した場合は、<u>開放</u>日時及び場所等について、住民に周知する。 (3) 町本部長は、<u>指定緊急避難場所の開放</u>を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。 <u>(4) 町本部長は、指定緊急避難場所を開放</u>する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 5 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理 (1) 指定避難所又は福祉避難所の設置 ①～⑤ [略] ⑥ 町本部長は、町が設置する指定避難所を<u>できる限り当初から多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所</u>だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所の確保に努める。 ア～ウ [略] ⑦ 町本部長は、指定避難所又は福祉避難所を開設した場合、次の事項を町民等に周知<u>するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに</u>県に報告する。 ア～ウ [略] ⑧ [略]
修正理由	○岩手県地域防災計画との整合性確保のための修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案												
153	⑨ 指定避難所受入の対象となる者は、次に掲げる者とする。 <table><tr><th>区 分</th><th>対 象 者</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>災害により、現に被害を受けるおそれのある者</td><td>ア <u>避難勧告</u>等をした場合の避難者 イ <u>避難勧告</u>等はないが、緊急に避難することが必要である者</td></tr></table> ⑩～⑫ [略] <u>[新規]</u> (2) 指定避難所の運営管理 ①～② [略] <u>[新規]</u> <u>[新規]</u> ③～⑤ [略] ⑥ 町本部長は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。 ア～カ [略] キ 可能な限りのプライバシーの確保 <u>及び男女</u>や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮 ク [略]	区 分	対 象 者	[略]	[略]	災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア <u>避難勧告</u> 等をした場合の避難者 イ <u>避難勧告</u> 等はないが、緊急に避難することが必要である者	⑨ 指定避難所受入の対象となる者は、次に掲げる者とする。 <table><tr><th>区 分</th><th>対 象 者</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>災害により、現に被害を受けるおそれのある者</td><td>ア <u>避難指示</u>等をした場合の避難者 イ <u>避難指示</u>等はないが、緊急に避難することが必要である者</td></tr></table> ⑩～⑫ [略] <u>⑬ 町本部長は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u> (2) 指定避難所の運営管理 ①～② [略] <u>③ 町本部長は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるものとする。</u> <u>④ 町本部長は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> <u>⑤～⑦ [略]</u> <u>⑧ 町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。</u> ア～カ [略] キ 可能な限りのプライバシーの確保 <u>及び性別、性的マイノリティ(LGBT等)や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮</u> ク [略]	区 分	対 象 者	[略]	[略]	災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア <u>避難指示</u> 等をした場合の避難者 イ <u>避難指示</u> 等はないが、緊急に避難することが必要である者
区 分	対 象 者													
[略]	[略]													
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア <u>避難勧告</u> 等をした場合の避難者 イ <u>避難勧告</u> 等はないが、緊急に避難することが必要である者													
区 分	対 象 者													
[略]	[略]													
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア <u>避難指示</u> 等をした場合の避難者 イ <u>避難指示</u> 等はないが、緊急に避難することが必要である者													
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正													

項	現計画	修正案
154	<u>⑦</u> ～ <u>⑬</u> [略] (3)～(4) [略] <u>5</u> ～ <u>6</u> [略]	<u>⑨</u> ～ <u>⑮</u> [略] (3)～(4) [略] <u>6</u> ～ <u>7</u> [略]
155	<u>[新規]</u>	<u>8</u> 広域避難 (1) 町本部長は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 (2) 町本部長は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 (3) 町本部長は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 (4) 町本部長は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。
156	<u>7</u> 広域一時 <u>避難</u> [略]	<u>9</u> 広域一時 <u>滞在</u> [略]
160	<u>8</u> 住民等に対する情報等の提供体制	<u>10</u> 住民等に対する情報等の提供体制 [略]
修正理由	○所要の修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正	

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画

項	現計画	修正案																		
169	第17節 生活必需品供給計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] (町本部の担当) <table border="1"> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>復興企画部</u></td><td>物資班</td><td>1 物資の調達及び支給</td></tr> </table> 第3 実施要領 1～4 [略] 5 物資の支給等 (1) [略] (2) [略] 6～8 [略]	部	班	担 当 業 務	[略]	[略]	[略]	<u>復興企画部</u>	物資班	1 物資の調達及び支給	第17節 生活必需品供給計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] (町本部の担当) <table border="1"> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担 当 業 務</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>政策企画部</u></td><td>物資班</td><td>1 物資の調達及び支給</td></tr> </table> 第3 実施要領 1～4 [略] 5 物資の支給等 (1) [略] (2) [略] <u>また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する。</u> 6～8 [略]	部	班	担 当 業 務	[略]	[略]	[略]	<u>政策企画部</u>	物資班	1 物資の調達及び支給
部	班	担 当 業 務																		
[略]	[略]	[略]																		
<u>復興企画部</u>	物資班	1 物資の調達及び支給																		
部	班	担 当 業 務																		
[略]	[略]	[略]																		
<u>政策企画部</u>	物資班	1 物資の調達及び支給																		
172	第18節 食料供給計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 供給食料の種類等 (1)～(3) [略] (4) [略]	第18節 食料供給計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 供給食料の種類等 (1)～(3) [略] (4) [略] <u>なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</u>																		
182	第21節 感染症予防計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1～4 [略] 5 実施方法 (1)～(8) [略] (9) 指定避難所等における感染症予防活動 (主に感染症予防班及び疫学調査班) [略] <u>①～④ [略]</u> <u>[新規]</u> (10) [略]	第21節 感染症予防計画 第1～第2 [略] 第3 実施要領 1～4 [略] 5 実施方法 (1)～(8) [略] (9) 指定避難所等における感染症予防活動 (主に感染症予防班及び疫学調査班) <u>① [略]</u> <u>ア～エ [略]</u> <u>② 町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。</u> (10) [略]																		
修正理由	○町独自の修正（組織改編に伴う修正） ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																			

項	現計画	修正案																
186	第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画	第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画																
187	第 1～第 2 [略]	第 1～第 2 [略]																
	第 3 実施要領	第 3 実施要領																
	1 廃棄物処理	1 廃棄物処理																
	(1) 処理方法	(1) 処理方法																
	[略]	[略]																
	①～③ [略]	①～③ [略]																
	④ 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。	④ 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。																
	<table><tr><th>区分</th><th>処 理 内 容</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第 2 次対策</td><td>ア <u>臨時ごみ集積所</u>に搬入されたごみについては、第<u>二</u>次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。</td></tr><tr><td>第 3 次対策</td><td>ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第<u>二</u>次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。</td></tr></table>	区分	処 理 内 容	[略]	[略]	第 2 次対策	ア <u>臨時ごみ集積所</u> に搬入されたごみについては、第 <u>二</u> 次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。	第 3 次対策	ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第 <u>二</u> 次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。	<table><tr><th>区分</th><th>処 理 内 容</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第 2 次対策</td><td>ア <u>災害廃棄物仮置場</u>に搬入されたごみについては、第<u>一</u>次対策が終了後、<u>必用に応じ中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い</u>最終処分地等へ搬入する。</td></tr><tr><td>第 3 次対策</td><td>ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第<u>二</u>次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。</td></tr></table>	区分	処 理 内 容	[略]	[略]	第 2 次対策	ア <u>災害廃棄物仮置場</u> に搬入されたごみについては、第 <u>一</u> 次対策が終了後、 <u>必用に応じ中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い</u> 最終処分地等へ搬入する。	第 3 次対策	ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第 <u>二</u> 次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。
区分	処 理 内 容																	
[略]	[略]																	
第 2 次対策	ア <u>臨時ごみ集積所</u> に搬入されたごみについては、第 <u>二</u> 次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。																	
第 3 次対策	ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第 <u>二</u> 次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。																	
区分	処 理 内 容																	
[略]	[略]																	
第 2 次対策	ア <u>災害廃棄物仮置場</u> に搬入されたごみについては、第 <u>一</u> 次対策が終了後、 <u>必用に応じ中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い</u> 最終処分地等へ搬入する。																	
第 3 次対策	ア [略] イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第 <u>二</u> 次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。																	
	⑤～⑦ [略]	④～⑦ [略]																
	(2) [略]	(2) [略]																
	(3) <u>臨時ごみ集積所</u> の確保	(3) <u>災害廃棄物仮置場</u> の確保																
	① 町本部長は、最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、 <u>臨時ごみ集積所</u> を確保する。	① 町本部長は、 <u>中間処理（破碎・選別・焼却等）</u> や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、 <u>災害廃棄物仮置場</u> を確保する。																
	② <u>ごみの臨時集積所</u> は、次のとおりである。	② <u>災害廃棄物仮置場</u> は、次のとおりである。																
	<table><tr><th>区 分</th><th>予 定 場 所</th></tr><tr><td><u>臨時ごみ集積所</u></td><td>山田町総合運動公園第 2 グラウンド</td></tr><tr><td><u>臨時廃棄物集積所</u></td><td>織笠新田ごみ処理場跡地</td></tr></table>	区 分	予 定 場 所	<u>臨時ごみ集積所</u>	山田町総合運動公園第 2 グラウンド	<u>臨時廃棄物集積所</u>	織笠新田ごみ処理場跡地	<table><tr><th>区 分</th><th>予 定 場 所</th></tr><tr><td>ごみ</td><td>山田町総合運動公園第 2 グラウンド</td></tr><tr><td>廃棄物</td><td>織笠新田ごみ処理場跡地</td></tr></table>	区 分	予 定 場 所	ごみ	山田町総合運動公園第 2 グラウンド	廃棄物	織笠新田ごみ処理場跡地				
区 分	予 定 場 所																	
<u>臨時ごみ集積所</u>	山田町総合運動公園第 2 グラウンド																	
<u>臨時廃棄物集積所</u>	織笠新田ごみ処理場跡地																	
区 分	予 定 場 所																	
ごみ	山田町総合運動公園第 2 グラウンド																	
廃棄物	織笠新田ごみ処理場跡地																	
	③ 上記の <u>臨時集積所</u> が使用できない場合は、別に指定する。	③ 上記の <u>災害廃棄物仮置場</u> が使用できない場合は、別に指定する。																
	(4) <u>臨時ごみ集積所等</u> の衛生保持 町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、 <u>廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地</u> の清潔保持に努める。	(4) <u>災害廃棄物仮置場</u> の衛生保持 町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、 <u>災害廃棄物仮置場、中間処理（破碎・選別・焼却等）及び最終処分場</u> の清潔保持に努める。																
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																	

項	現計画	修正案																								
189	(5) [略] 2 し尿処理 (1) 処理方法 ①～③ [略] ④ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。 <table><tr><th>区 分</th><th>し尿処理の方法</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>地区</td><td>ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレを設置する。</td></tr><tr><td></td><td>イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。</td></tr><tr><td></td><td>ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> (2) [略]	区 分	し尿処理の方法	[略]	[略]	地区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレを設置する。		イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。		ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。	[略]	[略]	(5) [略] 2 し尿処理 (1) 処理方法 ①～③ [略] ④ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。 <table><tr><th>区 分</th><th>し尿処理の方法</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>地区</td><td>ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレやマンホールトイレを設置する。</td></tr><tr><td></td><td>イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。</td></tr><tr><td></td><td>ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> (2) [略]	区 分	し尿処理の方法	[略]	[略]	地区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレやマンホールトイレを設置する。		イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。		ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。	[略]	[略]
区 分	し尿処理の方法																									
[略]	[略]																									
地区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレを設置する。																									
	イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。																									
	ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。																									
[略]	[略]																									
区 分	し尿処理の方法																									
[略]	[略]																									
地区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレやマンホールトイレを設置する。																									
	イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。																									
	ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。																									
[略]	[略]																									
修正理由	○町独自の修正（既存設備の有効活用）																									

項	現計画	修正案
198	第25節 文教対策計画	第25節 文教対策計画
	第1～第2 [略]	第1～第2 [略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
	1～4 [略]	1～4 [略]
200	5 <u>学校納付金</u> 等の減免、育英資金の貸与 町本部長は、必要に応じて被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。 被災生徒が <u>授業料の減免</u> 、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。	5 <u>授業料</u> 等の減免、育英資金の貸与 町本部長は、必要に応じて被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。 被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。
	6～9 [略]	6～9 [略]
202	第26節 公共土木施設応急対策計画	第26節 公共土木施設応急対策計画
	第1～第2 [略]	第1～第2 [略]
203	第3 実施要領	第3 実施要領
	1 共通事項	1 共通事項
	(1) [略]	(1) [略]
	(2) 二次災害の防止対策	(2) 二次災害の防止対策
	① [略]	① [略]
	② 県及び町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、 【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】に定める <u>避難勧告</u> 等発令等の措置をとる。	② 県及び町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、 【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】に定める <u>避難指示</u> 等発令等の措置をとる。
	(3)～(4) [略]	(3)～(4) [略]
	2～3 [略]	2～3 [略]
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案																
205	第 27 節 ライフライン施設応急対策計画 第 1 ～第 2 〔略〕 第 3 実施要領 1 ～ 2 〔略〕	第 27 節 ライフライン施設応急対策計画 第 1 ～第 2 〔略〕 第 3 実施要領 1 ～ 2 〔略〕																
209	3 電力施設 (1) 防災活動体制 ① 非常災害対策本部の設置 ア～イ 〔略〕。 ② 対策要員の確保 ア 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。	3 電力施設 (1) 防災活動体制 ① 非常災害対策本部の設置 ア～イ 〔略〕。 ② 対策要員の確保 ア 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。																
	<table><tr><td>体制区分</td><td>災害の規模及び状況</td></tr><tr><td>警戒体制</td><td><u>災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合</u></td></tr><tr><td>第 1 非常体制</td><td><u>災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合</u></td></tr><tr><td>第 2 非常体制</td><td><u>大規模な災害が発生し、第 1 非常体制での復旧が困難な場合</u></td></tr></table>	体制区分	災害の規模及び状況	警戒体制	<u>災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合</u>	第 1 非常体制	<u>災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合</u>	第 2 非常体制	<u>大規模な災害が発生し、第 1 非常体制での復旧が困難な場合</u>	<table><tr><td>体制区分</td><td>災害の規模及び状況</td></tr><tr><td>警戒体制</td><td><u>非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</u></td></tr><tr><td>第 1 非常体制</td><td><u>事業管内において、大規模な災害が発生した場合、または中心部の停電など社会的影響が大きい災害が発生した場合</u></td></tr><tr><td>第 2 非常体制</td><td><u>被害が拡大して停電の長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合</u></td></tr></table>	体制区分	災害の規模及び状況	警戒体制	<u>非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</u>	第 1 非常体制	<u>事業管内において、大規模な災害が発生した場合、または中心部の停電など社会的影響が大きい災害が発生した場合</u>	第 2 非常体制	<u>被害が拡大して停電の長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合</u>
体制区分	災害の規模及び状況																	
警戒体制	<u>災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合</u>																	
第 1 非常体制	<u>災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合</u>																	
第 2 非常体制	<u>大規模な災害が発生し、第 1 非常体制での復旧が困難な場合</u>																	
体制区分	災害の規模及び状況																	
警戒体制	<u>非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</u>																	
第 1 非常体制	<u>事業管内において、大規模な災害が発生した場合、または中心部の停電など社会的影響が大きい災害が発生した場合</u>																	
第 2 非常体制	<u>被害が拡大して停電の長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合</u>																	
	イ～エ 〔略〕 ③ 〔略〕 (2)～(4) 〔略〕 (5) 災害広報 ① 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。 ② 電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。	イ～エ 〔略〕 ③ 〔略〕 (2)～(4) 〔略〕 (5) 災害広報 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。																
	4 ～ 5 〔略〕	4 ～ 5 〔略〕																
修正理由	○町独自の修正（現状に合わせた修正）																	